

○福岡県警察教養細則

平成20年9月26日
福岡県警察本部訓令第32号

福岡県警察教養細則を次のように定める。

福岡県警察教養細則

福岡県警察教養施行細則（平成6年福岡県警察本部訓令第10号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 学校教養（第8条—第18条）
- 第3章 職場教養（第19条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、福岡県警察教養規則（平成20年福岡県公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、福岡県警察の職員（以下「職員」という。）に対する警察教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属 警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (2) 所属長 所属の長をいう。
- (3) 警察行政職員 警察官以外の職員をいう。

（警察教養の実施）

第3条 警察教養は、警察本部長（以下「本部長」という。）が示す福岡県警察における警察教養の重点を踏まえ、総合的かつ効果的に行われるよう、学校教養及び職場教養のそれぞれの特性を生かし、かつ、これらを適切に関連付け、全体として計画的に実施するものとする。

（職員の心構え）

第4条 職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理を保持し、及び適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

(警務部長等の任務)

第5条 警務部長は、警察教養の総合的な企画、指導及び調整を行い、警察教養の円滑な推進を図らなければならない。

2 部長は、前項に規定する警察教養の円滑な推進に積極的に協力するとともに、その実効を上げるため、所管事務に関する警察教養の企画、指導及び調整を行わなければならない。

(所属長の任務)

第6条 所属長は、所属の職員（以下「所属職員」という。）の警察教養を効果的かつ効率的に推進しなければならない。

(教養担当者)

第7条 所属に教養担当者を置き、次表に掲げる者をもって充てる。

所属	教養担当者
警察本部の課、警務部監察官室及び刑事部科学捜査研究所並びに福岡市警察部庶務課	次席
部の附置機関（刑事部科学捜査研究所を除く。）及び北九州市警察部機動警察隊	副隊長
警察学校	副校長
警察署	副署長

2 教養担当者は、所属長を補佐し、当該所属における警察教養を適確に実施しなければならない。

第2章 学校教養

(警察学校の課程)

第8条 警察学校においては、次の各号に掲げる課程を行うものとし、その課程の内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 初任科 新たに巡査として採用された警察官にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- (2) 初任補修科 職場実習（初任科を修了した巡査に対して行う警察署における教養を行う。以下同じ。）を修了した巡査にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- (3) 警察行政職員初任科 新たに採用された警察行政職員（巡査相当職にある者に限る。）にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- (4) 部門別任用科 巡査部長又は巡査の階級にある警察官であって、生活安全、刑事、交通及び警備の各部門への任用候補者（任用後おおむね1年を超えない者を含む。）に警

察署の係員として必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程

- (5) 専科 警部補以下の階級にある警察官及び警部補相当職以下の職にある警察行政職員に特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程
- (6) 巡査部長任用科 巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）第6条第1号に規定する課程に入校する者を除く。）にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程
- (7) 警部補任用科 警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（細則第6条第1号に規定する課程に入校する者を除く。）にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程
- (8) 主任任用科 主任その他の巡査部長相当職に昇任し、又は昇任が予定されている警察行政職員（細則第6条第2号に規定する課程に入校する者を除く。）にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程
- (9) 係長任用科 係長その他の警部補相当職に昇任し、又は昇任が予定されている警察行政職員（細則第6条第2号に規定する課程に入校する者を除く。）にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

（学校教養実施計画）

第9条 本部長は、警察庁長官（以下「長官」という。）が示す教養実施に関する指針に従い、毎年2月末までに翌年度の学校教養実施計画を策定するものとする。

2 本部長は、前項の学校教養実施計画においては、各課程について、実施時期、各時期における教養人員その他教養の実施に必要な事項を定めるものとする。

（教授内容の策定）

第10条 本部長は、前条の学校教養実施計画に基づき、各課程について、次に掲げる事項に配慮して、教授内容を策定するものとする。

- (1) 警察学校に入校する者の階級及び職に応じ、職務を適正に遂行するために必要な実践的な事項を教授内容とすること。
- (2) 試験その他の方法により、各課程における教養の効果を測定し、その結果を教授内容に反映させること。

（学校教養実施上の留意事項）

第11条 学校教養の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 教養対象者の選定については、各課程の教授内容に応じ、実務経験、適性、教養履歴等を踏まえて適正に行うこと。

- (2) 資質及び能力に優れた教官による効果的かつ効率的な教育訓練を行うこと。
 - (3) 各課程の教授内容に応じ、学識経験者、司法関係者その他警察部外の有識者を講師として招へいすること。
 - (4) 視聴覚教材その他の教材を活用し、実際又は想定の事例に関する討議等による演習を行うなど効果的かつ効率的な方法により教育訓練を行うこと。
- (入校者の決定)

第12条 警察学校の各課程に入校する者は、本部長が決定するものとする。

(受託教養)

第13条 本部長は、他の官公庁からの委託に基づき、当該委託に係る者を警察学校に入校させることができる。

(委託教養)

第14条 本部長は、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために必要であると認める場合は、職員に、警察学校以外の教育訓練施設において行われる教育訓練であつて適当と認めるものを受けさせるものとする。

(退校処分等)

第15条 警察学校長（以下「校長」という。）は、学生（警察学校に入校中の者をいう。以下同じ。）のうち、入校中に成業の見込みがないと認める学生に対し、退校の処分を行うことができる。

2 校長は、警察学校の規律を乱し、その他学生としてふさわしくない非行があつた学生に対し、情状により、次に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 退校
- (2) 謹慎
- (3) 訓戒

3 校長は、前2項の規定により退校の処分を行ったときは、その理由を付して、速やかに本部長に報告するとともに、当該処分を受けた学生の所属長に通知しなければならない。

(調査及び研究)

第16条 校長は、効果的かつ効率的な教養の実施に資するため、各課程の教授内容に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(報告)

第17条 校長は、毎年度終了後に、学校教養の実施状況を本部長に報告しなければならない。

(警察学校運営規程の制定)

第18条 校長は、この訓令に定めるもののほか、学校教養の運営に必要な規程を定め、本部長の承認を受けなければならない。

第3章 職場教養

(職場教養の実施)

第19条 本部長は、業務運営の状況等に照らし、必要性の高い事項に重点を置いて、所属長に所属職員に対する職場教養を行わせなければならない。

2 所属長は、所属職員の職務を適正に遂行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じ、職場教養を適切に実施するものとする。

3 本部長は、職場教養が効果的かつ効率的に行われるよう、必要に応じ、所属長から報告を求め、指導及び助言をするなどにより、所属長による職場教養の実施状況を適確に管理しなければならない。

(年間職場教養実施計画)

第20条 本部長は、毎年、年間職場教養実施計画を策定し、各所属長に示すものとする。

(月間職場教養実施計画)

第21条 所属長は、前条の年間職場教養実施計画を踏まえ、所属における毎月の月間職場教養実施計画を策定し、所属職員に示さなければならない。

(記録)

第22条 所属長は、職場教養を実施した場合は、当該職場教養の実施状況を記録しておくなければならない。

(報告)

第23条 所属長は、毎月5日までに前月中に実施した職場教養の項目、方法、結果等を本部長に報告しなければならない。

(個人指導)

第24条 所属長は、職場において、所属職員に対する個人指導を自ら行い、又は所属職員のうち上級の地位にある者にこれを行わせるよう努めるものとする。

2 前項の個人指導においては、所属職員の能力、特性等に応じ、職場教養の効果が上がるように配慮して、仕事を割り当て、及び目標を設定し、並びに当該所属職員の職務の遂行の状況に応じて具体的な指導を行うよう努めるものとする。

(資料配布)

第25条 所属長は、必要に応じて、職場教養の効果を有するマニュアルその他の資料を作成し、所属職員に配布するものとする。

(小集団活動)

第26条 所属長は、少人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うよう努めるものとする。

(実務研修等)

第27条 本部長は、必要に応じ、職員を警察部内の他の職場に派遣し、派遣先の職場における職務の遂行を通じて、捜査実務能力、行政実務能力その他の専門的な能力を向上させるよう努めるものとする。

2 本部長及び所属長は、職員の能力向上、常識の醸成等に資するため、講習会、講演会等を開催するものとする。

(新配置者の教養)

第28条 所属長は、人事異動により新たに配置された所属職員に対し、管内事情に応じた警察実務等についての教養を行うものとする。

(定期考査)

第29条 本部長は、警察官の自己啓発意欲の高揚及び実務能力の向上を図るため、毎年、巡査（巡査長を含む。）の階級にある者を対象に、法学、警察実務及び社会常識についての定期考査を行うものとする。

2 本部長は、前項の定期考査の成績優秀者を表彰することができる。

(実力考査)

第30条 本部長は、警察行政職員の自己啓発意欲の高揚及び実務能力の向上を図るため、毎年、巡査相当職にある者を対象に、法学、警察実務及び社会常識についての実力考査を行うものとする。

2 本部長は、前項の実力考査の成績優秀者を表彰することができる。

(体育及び術科訓練)

第31条 所属長は、職員の気力及び体力の錬成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を図るため、体育及び術科訓練を適確に実施しなければならない。

2 所属長は、体育を振興するとともに、現場における職権行使に当たる所属職員に対する実践的な術科訓練を推進しなければならない。

(その他の職場教養)

第32条 本部長及び所属長は、第24条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、適切な方法により職場教養を行うよう努めるものとする。